

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 主な改正内容

(1) 第1条関係

改正箇所	改正内容				
別表第一	給料表の改定 別表第一【幼稚園教育職員給料表】				
勤勉手当 (第30条)	勤勉手当の支給月数を以下のとおり改める。				
	現行	再任用職員以外の職員		再任用職員	
		6月	12月	6月	12月
	管理職員 以外の職員	1.025月	1.025月	0.50月	0.50月
	管理職員	1.225月	1.225月	0.60月	0.60月
	改正後	再任用職員以外の職員		再任用職員	
		6月	12月	6月	12月
	管理職員 以外の職員	1.025月 (改正なし)	<u>1.125月</u> (+0.10月)	0.50月 (改正なし)	<u>0.55月</u> (+0.05月)
	管理職員	1.225月 (改正なし)	<u>1.325月</u> (+0.10月)	0.60月 (改正なし)	<u>0.65月</u> (+0.05月)
	※ () 内は、現行との増減				

(2) 第2条関係

改正箇所	改正内容						
期末手当 (第27条)	期末手当の支給月数を以下のとおり改める。						
	現行	再任用職員以外の職員			再任用職員		
		6月	12月	3月	6月	12月	3月
	管理職員 以外の職員	1.05月	1.10月	0.25月	0.60月	0.65月	0.10月
	管理職員	0.85月	0.90月	0.25月	0.50月	0.55月	0.10月
	改正後	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員			定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員		
		6月	12月	3月	6月	12月	3月
	管理職員 以外の職員	<u>1.20月</u> (+0.15月)	<u>1.20月</u> (+0.10月)	廃止 (-0.25月)	<u>0.675月</u> (+0.075月)	<u>0.675月</u> (+0.025月)	廃止 (-0.10月)
	管理職員	<u>1.00月</u> (+0.15月)	<u>1.00月</u> (+0.10月)	廃止 (-0.25月)	<u>0.575月</u> (+0.075月)	<u>0.575月</u> (+0.025月)	廃止 (-0.10月)
	勤勉手当 (第30条)	勤勉手当の支給月数を以下のとおり改める。					
改正後		定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員			
		6月	12月	6月	12月		
管理職員 以外の職員		<u>1.075月</u> (+0.05月)	<u>1.075月</u> (-0.05月)	<u>0.525月</u> (+0.025月)	<u>0.525月</u> (-0.025月)		
管理職員		<u>1.275月</u> (+0.05月)	<u>1.275月</u> (-0.05月)	<u>0.625月</u> (+0.025月)	<u>0.625月</u> (-0.025月)		
※ () 内は、(1)第1条改正後との増減							

2 施行期日等

- (1) 施行期日 公布の日。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日
- (2) 適用日 第1条の給料表(別表第一)の改正は、令和4年4月1日に遡及して適用